

## 内部者登録制度の見直しに係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)の一部改正について

平成19年6月8日  
日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

平成18年6月に取りまとめられた金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」論点整理において、証券市場の公正性の維持のみならず上場企業自身の市場における信頼維持のためには、内部者取引の未然防止についてどのような取り組みが可能か検討する必要があると整理されたところである。

本協会では、同懇談会における議論を踏まえ、現行の内部者取引に係る未然防止及び管理体制を見直すとともに、必要なインフラ及びルールの整備などについて検討を行うため、自主規制企画委員会の下部機関として、「内部者取引の未然防止に関する検討ワーキング」を設置し、検討を行ってきたところであるが、同ワーキングにおいて、「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」(以下「基本方針」という)を取りまとめた。

基本方針については、3月20日開催の自主規制会議において了承を得た後に公表したところであるが、今般、基本方針に則り、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

### 2. 改正の骨子

#### (1) 内部者登録カードの整備等について

協会員は、証取法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者(以下「上場会社等の役員等」という。)に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。(第13条第1項)

イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役(以下「役員」という。)

ロ 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員

ハ イ及びロの役員でなくなった後1年以内の者

ニ 上場会社等の役員の配偶者及び同居者

ホ 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者

ヘ 上場会社等の使用人その他の従業者のうち証取法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下「重要事実」という。)を知り得る可能性の高い部署に所属する者(ホを除く。)

ト 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者

チ 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（トを除く。）

リ 上場会社等の親会社又は主な子会社

ヌ 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主をいう。）

協会員は、内部者登録カードにおいて、次に掲げる事項を記載しなければならない。（第13条第2項）

イ 氏名又は名称

ロ 住所又は所在地及び連絡先

ハ 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）

ニ 会社名、役職名及び所属部署

ホ 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード

協会員は、顧客に対し、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出を約させなければならない。（第13条第3項）

協会員は、(1) により、変更の届出があったときは、遅滞なく、内部者登録カードを変更しなければならない。（第13条第4項）

協会員は、内部者登録カードについて、電磁的方法により作成・保存することができる。（第13条第5項）

協会員は、顧客カードにおいて、内部者登録カードの記載事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができる。（第13条第6項）

協会員は、内部者取引の未然防止に関する事項を定めた社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制を整備しなければならない。（第13条第7項）

## (2) 内部者情報センター（仮称）への照会等について

協会員は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年1回以上内部者情報センターに照会しなければならない。

内部者情報センターへの照会の結果、内部者登録カードを作成していない顧客が上場会社等の役員等に該当していることが判明した場合、遅滞なく、内部者登録カードを作成しなければならない。

内部者情報センターへの照合の結果、既に内部者登録カードを作成している顧客に係る当該内部者登録カードの記載内容と内部者情報センターが有している情報の内容との間に差異が生じていることが判明した場合は、遅滞なく、当該内部者登録カードを更新しなければならない。

内部者情報センターへの照合の結果、上場会社等の役員等に該当する可能性がある顧客については、協会員において、上場会社等の役員等に該当するか確認するとともに、該当していることが判明した場合には、遅滞なく、内部者登録カードを作成又は更新しなければならない。

内部者情報センター（仮称）については、基本方針に則り、現在、構築に向けて検討を行っております。上記(2)は、当該内部者情報センターの稼働に合わせ、自主規制会議において決議の上、施行いたします。

(3) その他所要の整備を行う。

### 3. 施行の時期

この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、第 13 条の規定は、平成 19 年 11 月 30 日までの間、従前の例によることができる。

以 上

**「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)  
の一部改正について**

平成19年6月8日  
(下線部分変更)

新	旧
<p><b>(顧客カードの整備等)</b> <b>第4条</b> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成・保存することができる。</u></p> <p><b>(内部者登録カードの整備等)</b> <b>第13条</b> <u>協会員は、証取法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者(以下「上場会社等の役員等」という。)に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の</u></p>	<p><b>(顧客カードの整備等)</b> <b>第4条</b> 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(「証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第4条第1項各号に掲げる者を除く。)について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名又は名称</li> <li>2 住所又は所在地及び連絡先</li> <li>3 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。)</li> <li>4 職業</li> <li>5 投資目的</li> <li>6 資産の状況</li> <li>7 有価証券投資の経験の有無</li> <li>8 取引の種類</li> <li>9 顧客となった動機</li> <li>10 その他各協会員において必要と認める事項</li> </ol> <p>2 協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。</p> <p align="center">(新 設)</p> <p><b>(内部者取引の未然防止)</b> <b>第13条</b> <u>協会員は、証取法第163条第1項に規定する上場会社等の役員、主要株主等がその職務又は地位により知り得た情報を不当に利用して、当該会社の特定有価証券等(証取法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。)の売買取引を行う</u></p>

新	旧
<p><u>役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。</u></p> <p><u>1 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役(以下「役員」という。)</u></p> <p><u>2 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員</u></p> <p><u>3 第1号及び第2号の役員でなくなった後1年以内の者</u></p> <p><u>4 上場会社等の役員の配偶者及び同居者</u></p> <p><u>5 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者</u></p> <p><u>6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち証取法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下「重要事実」という。)を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前号を除く。)</u></p> <p><u>7 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者</u></p> <p><u>8 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前7号を除く。)</u></p> <p><u>9 上場会社等の親会社又は主な子会社</u></p> <p><u>10 上場会社等の大株主(直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主をいう。)</u></p>	<p><u>こと等の内部者取引の未然防止に努めるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>2 協会員は、内部者登録カードにおいて、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>1 氏名又は名称</u></p> <p><u>2 住所又は所在地及び連絡先</u></p> <p><u>3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）</u></p> <p><u>4 会社名、役職名及び所属部署</u></p> <p><u>5 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード</u></p> <p><u>3 協会員は、顧客に対し、第1項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約させなければならない。</u></p> <p><u>4 協会員は、前項の規定により、変更の届出があったときは、遅滞なく、内部者登録カードを変更しなければならない。</u></p> <p><u>5 協会員は、内部者登録カードについて、電磁的方法により作成・保存することができる。</u></p> <p><u>6 協会員は、第4条に規定する顧客カードにおいて、第2項に規定する内部者登録カードの記載事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができる。</u></p> <p><u>7 協会員は、内部者取引の未然防止に関する事項を定めた社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制を整備しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成19年11月30日までの間、従前の例によることができる。</p>	<p><u>2 協会員は、店頭取扱有価証券の発行会社の役員、主要株主等がその職務又は地位により知り得た情報を不当に利用して、当該会社の株式等の売買取引を行うこと等の内部者取引の未然防止に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>